

陳 情 文 書 表 (平成29年11月29日定例会提出)

陳情第4号

住宅宿泊事業法について条例制定を求める陳情書

平成29年11月9日受理

陳情者



奈良商工会議所会館4F

奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合

理事長 箸尾享嗣

〈陳情の趣旨及び理由〉

「住宅宿泊事業法」に基づき、各自治体の実情を考慮した条例を制定することにより、利用者(宿泊者)の安全と、地域住民の生活環境、安心・安全が担保されます。

御承知のとおり、この法律の背景は、ここ数年民泊サービス(住宅を活用して宿泊サービスを提供するもの)が世界各国で展開されており、我が国でも急速に普及しており、急増する訪日外国人観光客のニーズや大都市の宿泊需給の逼迫状況等に対応するため、民泊サービスの活用を図ることを政府において強力に推進したからであります。

しかしながら現実には、施設管理者と顔を合わせないままのビジネススタイルや施設利用者のモラルを欠く行為によって、地域住民とのトラブルだけでなく、悪質な事件へと発展した事例が既に発生しているのは周知の事実であり、住居専用地域での「住宅宿泊事業者」(部屋の提供者)の施設が多くなることにより、騒音、ごみ出し、火災、防犯等の懸念が少なからず寄せられています。地域住民が長年育んだ地域社会のきずなを守り、安心・安全な社会生活を脅かさないよう署名簿を添えて陳情いたします。

〈陳情事項〉

1. 「住宅宿泊事業法」における住宅宿泊事業者(民泊サービスの部屋提供者)について、住宅専用地域においては地域の実情を鑑み、条例において地域住民の安心・安全の観点から民泊施設を除外していただきたい。
2. 地域住民の生活環境の維持保全及び地域の観光産業の育成・促進の必要性など地域の実情に鑑み、住宅宿泊事業法第18条によるところの住宅宿泊事業者の実施する年間の提供数(180日以下)については、条例により短縮していただきたい。
3. 納税の公平性の観点から、住宅宿泊事業者の届け出番号を管理事業者や仲介事業者を含めて開示する義務を国に求めていただきたい。
4. 悪質な住宅宿泊事業者を排除するために、届け出の番号のない事業者や開示を拒否する事業者については、宿泊予約及び紹介サイトから削除する義務を国に求めていただきたい。